

平成27年度 行政書士試験 講評

1. 総 評

今年の本試験は、出題形式が例年の傾向を踏襲したものでした。記述式も解答分割型はなく、4 5 マス問題が3問でした。あとは、個数問題が1問もなかったことが特徴といえます。

難易度は、標準レベルです。昨年は、合格点の是正措置が施されるほど難しかった年でしたが、それに比べると易化したといえます。ただし、例年の難易度に比べれば標準レベルです。

科目別・形式別では、行政法が択一も多肢選択式も記述も易しく、反対に、民法は、昨年ほどではないですが、択一も記述も難しかったといえます。行政法で8割程度の得点を積み上げ、他の科目で5割程度の得点ラインを守る。これが合格者の得点モデルといえるでしょう。行政法での失点が重なってしまうと、他の科目での挽回が難しくなりますので、行政法の出来不出来が合格に大きく左右する問題だったといえます。

全体の合格率は、昨年同様、8パーセント前後と予想します。

2. 法令・5肢択一式

【基礎法学】

第二次世界大戦後の日本の法変動と裁判形式に関する問題が出題されました。いずれも難問といえます。得点できなくても、ここでの失点は大勢に影響しないでしょう。

【憲 法】

問題3の外国人の人権、問題6の司法権の限界、問題7の財政の3問は、ヤマもしくは典型テーマであり、また、内容的にも易しい問題でした。これに対して、問題4は、生存権的基本権の自由権的側面、社会権的側面を問う問題、また、問題5も、マイナーな9条に関する問題で、判旨を入念に読んでおかなければ確実に正解できない問題のため、いずれも難問といえます。合格には、5問中3問は得点しなければならない問題といえます。

【行政法】

行政法は典型テーマがほとんどを占めており、択一19問中16問以上は得点したい問題です。

まず、問題 8 ～ 10、問題 24 ～ 26 の一般的な法理論についてですが、問題 24 で国家行政組織法について問われており難問ですが、その他は標準的な問題でした。

つぎに、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法の問題 11 ～ 20 の 10 問は、全て平易な出題です。個数問題はなく、単純正誤問題（問答形式の問題 13 も含む）が 8 問、組合せ 2 問、という出題形式も、難易度を易くしています。この 10 問は得点すべきです。

地方自治法の 3 問ですが、問題 22 の空欄エ・オが、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の知識を問うもので、ここを確実に正解できた方は少なかったのではないのでしょうか。問題 21・23 は、住民訴訟と、条例・規則という重要事項を問う問題でしたので 3 問中 2 問は正解できた問題といえます。

【民 法】

昨年に比べて易化したとはいえ、今年も民法は難しい内容になっています。9 問中 4 ～ 5 問の得点ラインを確保できれば目標クリアといったところです。

総則の問題 27 の制限行為能力者、問題 28 の意思表示は典型問題です。特に難しい肢もなく、この 2 問は正解すべき問題です。

物権の問題 29 の相隣関係はマイナーテーマな上、正解の肢 1 は過去出題がありませんので難問です。問題 30 の留置権は担保物権ではマイナーではありますが、正解肢は比較的簡単でしたので正解したい問題です。

債権はいずれも難問です。問題 31 の代物弁済ですが、「弁済」という括りではメジャーといえますが、弁済の中ではすこし細かい「代物弁済」の詳細が問われており、一気に難易度が上がっています。問題 32 の弁済の提供と履行遅滞に関する問題は、事例の読み間違いや、読み飛ばしをしないよう注意力が求められる問題になっています。また、問題 33 は死因贈与の知識までが問われており、受験生はなかなか手が回らないところですから、得点は難しかったといえます。問題 34 の過失相殺も、養育費が逸失利益から控除されるかという細かい知識を問う問題でした。

物権、債権はメジャー論点を外してきており、確信をもって得点できる問題がほとんどあり

ませんでした。難問ぞろいです。

親族相続ですが、三年連続で親族からの出題です。今年は記述式も親族法からの出題だったことを考えると、親族・相続が交互に出題されるといった法則が完全に崩れたといってもよいかもしれません。親族・相続どちらに偏ることなく、一通りは学習すべきといえます。

【商 法】

商法の問題 3 6 の出題テーマは運送営業・場屋営業でした。また、会社法では、問題 3 7 ・ 3 9 ・ 4 0 はいずれの肢も正誤判断が難しい問題でした。単元株の知識を問う問題 3 8 を得点できればよしでしょう。標準、もしくは、やや難しい問題でしたので、5 問中 2 問正解できればベストでした。

3. 法令・多肢選択式

多肢選択式は、一部挿入しづらい空欄もありますが、全体的には、知識や、文脈によって、合計 2 0 点以上は望める内容でした。問題 4 1 は、文脈から、比較的容易に空欄を埋めることができるでしょう。つぎに、問題 4 2 ですが、行政手続法の改正点が出題されており準備をしている方も多かったのではないかと思います。問題 4 3 は、「社会通念上」「特段の事情」という判例によく出てくるフレーズを思い出せたか、判例を日ごろから読んでいるかどうかで得点の可否が決まる問題でした。問題 4 1 は 6 点、問題 4 2 は 8 点、問題 4 3 は 6 点、合計 2 0 点は得点したいところです。

4. 法令・記述式

記述式ですが、行政法は易しいですが、民法は難しいといえます。

まず、行政法の問題 4 4 ですが、原処分主義は、昨年の択一式問題での出題を始め、過去択一式で複数回出題されているところですし、行政事件訴訟のなかでは必ず理解しておかなければならない原則です。そのため、書けた方は多かったと考えられます。キーワードとしては「裁決固有の瑕疵」が思い出せたかどうかです。得点としては 1 4 点以上、満点も不可能ではない問題でした。

次に、民法の問題 4 5 は、占有の性質の変更に関する 1 8 5 条の条文知識を問う問題です。この条文自体は理解が難しいものではありませんが、行政書士試験における出題は一度もない

ため、記述式対策として準備されていた方は少なかったのではないのでしょうか。条文知識の記憶を頼りに「新たな権原により占有を始める」というキーワードを書ければよしとすべき問題です。6点～10点が目標点といえます。

更に、民法の問題46ですが、親族法からの問題でした。「嫡出否認の訴え」と、その内容を問う問題です。択一知識としては、TAC予想答練・第2回・問題35で出題していますし、また、過去問でも、複数回出題されているところですので、択一知識を思い出して、得点につなげられるかどうか勝負です。「相手」「いつまで」「どのような手続」それぞれについて、「B又はC」「夫が子の出生を知った時から1年以内」「嫡出否認の訴え」のキーワードで、どこまで部分点を積み上げられるか、という問題です。条文問題ですが、この問題も、問題45と同じく、記述式対策として準備されていた方は少なかったのではないかと予想されます。また、今年は相続が出題のヤマだっただけに、準備が不十分だった方も多かったと思われます。6～10点程度、得点できればよい問題です。

以上からすれば、合格者レベルで、3問合計30点前後の得点になるのではないかと思います。

5. 一般知識

一般知識科目では、問題47の国際連合・国際連盟、問題48の選挙制度、問題50の日本経済、問題53の高齢者と、オーソドックスなテーマの問題であり得点したいところです。また、個人情報保護・情報通信分野では、個人情報保護法からの出題はありませんでしたが、問題55の肢5や、問題57の肢3など、常識的な観点から答えを導き出せるものも多く、難易度的には標準的もしくはやや易しい問題だったといえます。文章理解も論理的にきれいな文章が素材となっており、難解な言葉もなく、易しめの問題でした。2問は得点したいところです。

情報通信3問、文章理解2問得点し、それに政治経済社会で難問積み上げられるか。14問中、8問～9問取れば理想的です。

以上となります。